

流山市企業動向調査業務委託
公募型プロポーザル募集要項

令和8年2月27日

(目的)

第1条 この要項は、流山市（以下「市」という。）が行う企業動向調査の委託先を募集するものである。選定にあたり、最も優れた提案をした者を公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定するために必要な事項を定めるものとする。

(業務委託の名称)

第2条 業務委託の名称は、「流山市企業動向調査業務委託」とする。

(業務委託の概要)

第3条 本業務の仕様は、「流山市企業動向調査業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、実際の仕様書の作成に当たっては、選定された参加者から提出された企画提案を基に双方協議の上、一部変更することがあるものとする。

(業務委託期間)

第4条 令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(業務委託料)

第5条 1年度あたりの概算予算額等は、業務委託分5,027千円（消費税及び地方消費税を含む）以内とする。

(委託料の支払い)

第6条 委託料の支払いは、「流山市企業動向調査業務委託契約書」とおりとする。

(応募者の資格要件)

第7条 プロポーザルへの応募者の資格要件は、次の各号のいずれも満たすこととする。

- (1) 当該業務の募集開始日から起算して過去5年以内に国または地方自治体からの同様の市場・経済調査に関する業務の受託（契約締結事業）の実績があること。
- (2) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと。
- (3) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持若しくは反対することを目的とした団体でないこと。
- (4) 暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。
- (5) 令和8年2月1日時点での市の有資格業者名簿（委託）に掲載があること。

(失格事由)

第8条 次の事由に該当する場合は、失格となります。

- (1) 第7条に該当しなくなった場合。
- (2) 流山市企業動向調査業務委託公募型プロポーザル提案書（第4号様式（以下「提案書」という。））の内容に虚偽の記載がある場合。
- (3) その他、本募集要項に定める手続、方法等を遵守しない場合。

(実施スケジュール)

第9条 実施のスケジュールは、別表1のとおりとする。

(応募申込)

第10条 本公募への応募申込者は、次の各号に掲げる書類を提出すること。ただし、同一の者からの複数の提案はできないものとする。

(1) 流山市企業動向調査業務委託公募型プロポーザル参加申込書(第1号様式(以下「参加申込書」という。)) 1部

(2) 提案書 5部

提案書以外を任意の様式とし、専門知識を有さなくても理解できるように配慮して図表等を適宜利用するなど見やすく明確なものを作成する。なお、第7条(1)の「当該業務の募集開始日から起算して過去5年以内に国または、本市を含む地方自治体からの同様の市場・経済調査に関する業務の受託(契約締結事業)の実績があること」については、受託実績調書(第2号様式)を使用すること。受託実績は過去5年以内のものとし、多数実績がある場合は、最大5件分について作成すること。

受託実績の内1件分は国または、本市を含む地方自治体からの実績とし、その他4件分の実績については、各種商工団体等の自治体以外でも1調査あたりの調査対象件数1,500以上の実績を記載できるものとする。

(3) 見積書 1部

流山市企業動向調査業務委託公募型プロポーザル見積書(第5号様式)を見積金額内訳書(任意様式)とともに厳重に封緘の上、提出する。見積金額は消費税及び地方消費税を含まない額とする。

(4) 法人登記簿 1部(代表事業者のものとする)

(5) その他 1部

プレゼンテーション出席者の役職、氏名を任意の様式により提出すること。提出後に変更が生じた場合は、速やかに再提出をすること。

2 前項の規定による提出後、必要に応じ、同項に掲げる書類以外の書類を求めることがある。

(質問の受付及び回答)

第11条 仕様書等に関する質問がある場合は、質問受付期間内にメールにて市に提出しなければならない。なお、メール送信後、必ず問い合わせ先に電話にて到着確認を行うこと。

2 市は、第1項に規定する質問の提出を受けた場合、質問内容とその回答を質問回答期限までに市ホームページで公表する。

(参加決定)

第12条 市は、第10条に掲げる提出書類の受付後、提出された書類を確認し、第7条の要件及び第10条に掲げる提出書類等を満たしている者(以下「参加決定者」という。)に公募型プロポーザル審査会参加決定通知書(第3号様式)を送付する。

2 前項の規定による通知の送付後に、参加決定者が第7条に該当しなくなった場合は、市

は参加の決定を取り消すとともに、その旨を通知する。

- 3 第1項の規定による通知の送付後に、参加決定者が辞退の申し出をする場合は、審査会実施日の前日までに、辞退届（任意様式）をメールにて提出すること。

（審査方法）

第13条 参加決定者は、審査会設置要領に基づき市が実施する審査会実施日に提案書に基づくプレゼンテーションを行う。審査会に使用するプロジェクター及びスクリーンは市で用意するため、必要な場合は事前に申し出ること。なお、提案書提出時に添付していない資料等の追加は認めない。

- 2 審査会への出席者は、当該業務委託の実務を担当する者を含む3名までとする。

- 3 審査会におけるプレゼンテーションは1参加決定あたり15分以内、プレゼンテーション終了後の質疑応答時間は40分程度とする。

（審査）

第14条 市は、提案内容について、「流山市企業動向調査業務委託公募型プロポーザル優先交渉権者等審査会審査要領」に基づいて審査を行い、最も優れた提案を行った者を優先交渉権者、これに準ずる者を次順位優先交渉権者として決定する。

（審査結果の通知及び公表）

第15条 市は、優先交渉権者及び次順位優先交渉権者を決定した後、速やかに次のとおり参加決定者にその旨を通知する。

- (1) 優先交渉権者には、公募型プロポーザル優先交渉権者決定通知書（第6号様式）により通知する。
- (2) 次順位優先交渉権者には、公募型プロポーザル次順位優先交渉権者決定通知書（第7号様式）により通知する。
- (3) 前2号に該当しない者には、公募型プロポーザル優先交渉権者等非決定通知書（第8号様式）により通知する。

- 2 市は、審査結果を市ホームページで公表する。

- 3 審査結果の問い合わせについては、いかなる場合も対応しない。

（次順位優先交渉権者の繰上げ）

第16条 市は、優先交渉権者と契約締結に至らなかったときは、次順位優先交渉権者と交渉を行うことができるものとする。

（契約）

第17条 優先交渉権者と市が協議し、提案書による内容を基本とし、業務に係る仕様を確定させた上で契約を締結する。

（その他）

第18条 市は、本公募に関し、提出された関係書類等は、本件以外の目的で使用しない。

- 2 応募に際して提出された関係書類は返還しない。
- 3 提案に要する一切の費用は、応募者の負担とする。

4 応募者は、本公募に関し、市から受領した資料等について、市の了解なく公表又は使用してはならない。

5 市は、本プロポーザルを都合により延期し、又取止めることができる。この場合について、応募者は異議申し立てることができず、違約金は請求できないものとする。

(問い合わせ先)

第19条 本公募及びプロポーザルの所管は、流山市商工振興課とする。

【書類提出先・問い合わせ先】

〒270-0192 流山市平和台1丁目1番地の1

流山市 商工振興課 商工活性係

電話 04-7150-6085

メールアドレス shoukou@city.nagareyama.chiba.jp

附 則

(施行期日)

1 この要項は、令和8年2月27日から施行する。

(失効)

2 この要項は、受託者の委託業務開始をもってその効力を失う。